

入札説明書

川崎市上下水道局 長沢浄水場

排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

A lump-sum ordering project for the design and building of sludge
treatment facilities improvement work at the NAGASAWA
Purification Plant of the Kawasaki City Water and Sewerage
Bureau, as well as the operation, maintenance and management of
treatment facilities.

総合評価一般競争入札

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令適用契約

令和5年11月

川崎市上下水道局

目 次

○ 用語の定義.....	1
○ 本書の位置づけ.....	3
第1 本事業の概要.....	4
1 事業内容に関する事項.....	4
(1) 事業名称.....	4
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	4
(3) 事業場所.....	4
(4) 事業形態.....	4
2 予定価格.....	6
(1) 予定価格の公表.....	6
(2) 低入札価格調査等.....	6
第2 事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項.....	7
1 事業者の募集.....	7
(1) 事業者の募集及び選定スケジュール.....	7
(2) 応募手続き等.....	8
第3 入札参加資格要件.....	13
1 応募グループの構成等.....	13
(1) 応募グループの構成等.....	13
(2) 事業スキーム（参考例）.....	14
2 共通の参加資格要件.....	15
3 各業務における参加資格要件.....	16
(1) 工事を実施する企業の要件.....	16
(2) 設計業務を実施する企業の要件.....	17
(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件.....	19
(4) 入札参加資格の確認.....	20
(5) 入札参加資格の喪失.....	20
第4 応募時の提出書類.....	21
1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等.....	21
2 入札書及び技術提案書等.....	22
3 技術提案書類の作成要領.....	23
(1) 作成要領.....	23
第5 落札者の決定.....	61
1 落札者決定基準について.....	61
(1) 入札参加者の評価方法.....	61
(2) 落札者の決定.....	62
(3) 落札者の制限.....	62
2 落札者決定の手順.....	63
3 要求水準基礎審査.....	64
(1) 審査内容.....	64

(2) 審査様式.....	64
(3) 審査結果の通知.....	64
4 総合評価落札方式による評価.....	65
(1) プレゼンテーション動画に関する事項.....	65
第6 落札後の手続.....	66
1 建設JVの結成.....	66
2 運転維持管理JVの結成.....	66
3 総価契約単価合意方式の適用.....	66
(1) 建設工事費用の合意.....	66
(2) 運転維持管理費用の合意.....	66
第7 提出書類の取扱い.....	67
1 技術提案の使用及び保護.....	67
2 特許権等.....	67
第8 特定工事／委託.....	68
第9 その他.....	69
1 入札の延期又は取りやめ.....	69
2 当該契約において使用する言語及び通貨.....	69
3 関連情報を入手するための照会窓口.....	69
4 契約条項等の閲覧.....	69
5 本事業について.....	69
6 指定様式について.....	69
7 下請契約について.....	69
8 建設業退職金共済制度について.....	69
第10 Summary.....	70
1 Subject matter of the contract:.....	70
2 Time-limit for tender(direct delivery):.....	70
3 Deadline for tender (by registered mail):.....	70
4 Contact point for the notice:.....	70

○ 用語の定義

用語	定義
本市	川崎市をいう。
本事業	川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設の改良工事の設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
上下水道局	川崎市上下水道局をいう。
応募グループ	本事業への入札参加に対して複数の企業で構成される応募グループをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する応募グループをいう。
構成企業	応募グループを構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、落札者決定基準の設定及び価格以外の評価等を行うため、上下水道事業管理者が設置する委員会。
落札者決定基準	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準。
落札候補者	入札参加者のうち、本市と基本契約の締結を予定する者として、総合評価審査委員会が決定した者をいう。
落札者	落札候補者について、本市と基本契約の締結を予定する者として、上下水道事業管理者が決定した者をいう。
管理者	川崎市上下水道事業管理者をいう。
事業者	本市と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに運転維持管理に係る委託契約（以下、「運転維持管理委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める本市と事業者の間に締結される契約をいう。
基本契約等	基本契約、工事請負契約及び運転維持管理委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物、機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
建築物	建築基準法第2条1項に定義される建築物であり、同3項に定義される建築設備を含むものをいう。
修繕	消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
新設施設	本事業期間中に、事業者が新設する施設をいう。
既設施設	本事業開始前から存続する本市が設置した施設をいう。既設施設は、撤去対象施設、継続利用施設に分類される。 なお、本事業開始段階では建設中で本事業期間中の稼働開始を予定している排水池、排泥池等も本書の定義上は既設施設に含むものとする。

用語	定義
更新施設	事業期間中に、既設施設及び新設施設の監視制御設備に対して本市により更新された施設をいう。
撤去対象施設	既設施設のうち本事業期間中に、事業者が撤去する施設をいう。
継続利用施設	既設施設のうち本事業期間中を通じて使用する施設をいう。
建設JV	本事業の事前調査業務・設計業務・工事業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
運転管理業務	排水処理事業を行うための施設を正常に稼働させることをいい、施設の稼働状況を管理することをいう。
維持管理業務	各種点検により、土木構造物、建築物の正常な使用及び機械・電気設備の正常な稼働に必要な修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
軽易な補修及び修繕	材料を使用しない作業及び事業者が調達・管理する消耗材※による補修・修繕が可能な作業をいう。（※オイル、グリース、Vベルト、グランドパッキン、その他パッキン類、Oリング、ボルト類、シール材等）
計画修繕業務	排水処理事業が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕業務	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。

○ 本書の位置づけ

川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、本市が、長沢浄水場排水処理施設改良事業を DBO (Design Build Operate) 方式により実施するにあたり、本市が本事業に係る入札への参加者を対象に交付するものであり、本書とともに公表している実施方針、要求水準書、各種契約書（案）は本書と一体のものとして取り扱うものとする。入札説明書等に記載がない事項については、質問回答によることとする。

また、次の文書は入札説明書と一体のものである。

- (1) 実施方針
- (2) 要求水準書
- (3) 基本契約書（案）
- (4) 建設工事請負契約書（案）
- (5) 運転維持管理業務委託契約書（案）

第1 本事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る
設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

川崎市上下水道事業管理者

(3) 事業場所

川崎市多摩区三田 5-1-1 (長沢浄水場内)

(4) 事業形態

ア 本事業の方式

設計及び施工並びに運転維持管理委託一括発注方式 (DBO方式)

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者による SPC (特別目的会社) 設立は予定していない。

イ 対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

(ア) 事前調査設計業務

(イ) 工事業務

(ウ) 運転維持管理業務

a 運転管理業務

b 維持管理業務

c ろ布調達・交換・処分業務

d 計画修繕業務

e 計画外修繕業務

f 汚泥運搬・処分業務

g その他業務

(a) 清掃業務・池内堆積物の除去作業

(b) ストレーナ及びスクリーンの清掃作業

(c) 施設見学対応協力業務

(d) 物品調達業務

(e) 環境保全への取組

(f) その他報告事項

ウ 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業対象施設の設計及び施工並びに運転維持管理業務に関する技術やノウハウが求められることから、入札参加者に工事目的物の性能、機能及び施

工技術並びに運転維持管理に係る提案（以下、「技術提案」という。）を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札（以下、「本入札」という。）を実施する。

エ 本事業のスケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| ・基本契約の締結 | 令和6年5月頃 |
| ・建設工事請負契約の締結 | 令和6年6月頃 |
| ・運転維持管理業務委託契約の締結 | 令和6年6月頃 |
| ・基本契約期間 | 令和6年度～令和30年度
※契約日から令和31年3月31日まで |
| ・事前調査・設計、工事期間 | 令和6年度～令和13年度
※契約日から令和14年3月31日まで |

※ただし、新設脱水機は令和12年3月までに供用開始するものとする。
※既設排水処理棟の撤去時期は、本市が実施する二次濃縮設備電気設備の移設工事の時期と調整を図ること。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ・運転・維持管理期間 | 令和6年度～令和30年度
※契約日から令和31年3月31日まで |
|------------|------------------------------------|

※ただし、新設脱水機が供用開始した後の排水処理施設の運転維持管理期間は下記とする。

- ・既設施設運転期間（順次稼働施設含む）

事業開始～新設排水処理施設運転開始 令和6年度～令和11年度まで

※令和6年7月1日～令和12年3月

※基本契約締結から業務開始までは運転維持管理業務に必要な実施体制の整備と技術習得を行う業務準備期間とする

- ・新設排水処理施設運転開始～ 令和11年度～令和30年度

※令和12年3月～令和31年3月31日まで

※更新設備の稼働後、委託期間は20年を標準とする。

なお、更新工事期間短縮の提案を行う場合でも、運転維持管理期間は、令和6年度～令和30年度までの期間を変更しないものとする。

2 予定価格

(1) 予定価格の公表

18,660,900,000円（消費税及び地方消費税を除く）

※内訳

設計・建設価格 : 11,016,500,000円

運転維持管理価格 : 7,644,400,000円

(2) 低入札価格調査等

本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2の範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とするものとする。

川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要領（平成25年3月28日24川上総契第1257号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第5条から第14条まで及び川崎市上下水道局建設工事低入札価格調査運用指針（平成25年3月28日24川上総契第1257号）に基づき準用する川崎市建設工事低入札価格調査運用指針（平成11年8月1日施行）（第1項から第3項を除く。）の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

なお、価格失格基準は適用しない。

第2 事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項

1 事業者の募集

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは次のとおりとする。なお、本市の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、川崎市上下水道局ウェブサイト等でお知らせを行う。

表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール

実施事項	日程
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和5年11月10日
第3回資料閲覧	～令和5年12月1日
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和5年12月1日
第3回質問・意見に対する回答の公表	～令和5年12月27日
現地調査の実施	令和5年11月24日、 令和5年12月15日、 令和6年1月18日
入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類の提出	令和6年1月11日
入札参加資格確認通知の交付	～令和6年1月19日
提案書類（技術提案書・プレゼンテーション動画等）の提出	～令和6年2月9日
技術対話	令和6年2月15、16日
入札（入札書及び技術提案書（改善版）の受付）	令和6年2月26日
開札日時	令和6年4月11日
落札者決定、選定結果の公表（予定）	令和6年4月22日
基本契約締結	～令和6年5月上旬
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	～令和6年6月上旬

(2) 応募手続き等

ア 入札説明書、要求水準書等の配布及び縦覧

入札説明書、要求水準書等については、次のとおり配布する。また、下記に示す場所において縦覧することができる。

- (ア) 配布期間 令和5年11月10日から令和6年1月11日まで
- (イ) 配布方法 川崎市上下水道局ウェブサイトからダウンロードにて配布する。
- (ウ) 縦覧期間 令和5年11月10日から令和6年1月11日まで
- (エ) 問合せ先 川崎市上下水道局水道部水道管理課
 - (電話番号) 044-200-3146
 - (電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

イ 第3回質問・意見の受付（入札説明書等）

入札説明書等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見を希望する者は、入札説明書等に関する質問・意見書（川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、確認の電話を送付期限内に送信者の責任において行う。

- (ア) 送付期間 令和5年11月27日から令和5年12月1日まで
(※確認電話の受付時間：平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
- (イ) 送付先 川崎市上下水道局水道部水道管理課
 - (電話番号) 044-200-3146
 - (電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp
- (ウ) 注意事項 閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

ウ 第3回資料閲覧

本事業の入札説明書等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及び電子データ借受を希望する者は、資料閲覧・データ借受申込書（川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表）を電子メールにより提出すること。

また、資料閲覧にあたり守秘義務等の遵守に関する誓約書（川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表）の原本を閲覧当日に提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。

- (ア) 閲覧期間 令和5年11月29日から令和5年12月1日まで
(平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
- (イ) 閲覧場所 川崎市上下水道局長沢浄水場
- (ウ) 参加人数 各社3名以内とする。
- (エ) 閲覧資料 一覧表を川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表
- (オ) 申込期間 令和5年11月20日から令和5年11月22日まで
(※確認電話の受付時間：平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
- (カ) 申込先 川崎市上下水道局水道部水道管理課

(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

(キ) 注意事項

- a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、本市が指定する。
- b 資料の閲覧・借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。
- c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に本市職員が立ち会う。
- d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする予定であるが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。
- e 資料の破損や紛失防止のため複写機による紙資料の複写・スキャンは禁止とする。
- f 閲覧中は外部との通話・通信を禁止とする。

エ 第3回質問・意見に対する回答の公表

質問に対する回答は、令和5年12月27日までに提出者を伏せ、川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。

オ 現地調査

本事業の現地調査は、次のとおり開催する。

参加希望者は、現地調査参加申込書（川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。

(ア) 開催日 令和5年11月24日・令和5年12月15日・令和6年1月18日

(イ) 開催場所 川崎市上下水道局長沢浄水場

(ウ) 参加人数 各社5名以内とする。

(エ) 申込期間 令和5年11月20日から令和5年11月22日まで
(※確認電話の受付時間：午前9時～12時及び午後1時～5時)

(オ) 申込先 川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

(カ) 注意事項

- a 申込期間終了後に現地調査の開催日時を調整し、各社個別に連絡する。
- b 同一社内で異なる部署からの申込みがないように、事前に社内で参加状況を確認すること。
- c 現地調査では、入札説明書等は配布しないため、各自持参すること。
- d 現地調査では、質疑応答の機会を設けない。

カ 自社設計の実績が証明できる書類に係る問合せ

自社設計の実績が証明できる書類に係る問合せは、入札参加資格確認申請期限7営業日前までに電子メールにて行うこと。

なお、電子メール送信後、確認の電話を受付期限内に送信者の責任において行うこと。

- (7) 問合せ 川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

(イ) 注意事項

- a 自社設計の実績が証明できる書類に係る問合せ以外の質疑応答の機会は設けない。
b 問合せは受付期間内であれば複数回可能とする。

キ 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類の提出

応募者は、受付期間内に入札参加申込等に係る書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

本市は、本事業の入札参加者に求めた入札参加申込等の提出書類が全て揃っていることを確認し、その内容を確認する。なお、提出書類に重大な不備が認められた場合は失格とするが、軽微な不備の場合は入札参加者に内容を確認のうえ再提出を認める。

- (7) 受付期間 令和5年11月10日から令和6年1月11日まで
(平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
郵送の場合、書留又は簡易書留で送付し、令和6年1月11日(木)午後5時(必着)とする。
- (イ) 受付方法 郵送もしくは持参とする。
- (ロ) 提出書類 第4に示す1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等
- (エ) 提出先 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目9番地3(第2庁舎2階)
川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

なお、第2庁舎解体作業に伴い第3庁舎へ移転予定(11月下旬予定)
移転後住所 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4(第3庁舎14階)
電話番号及び電子メールアドレスは上記と同じ

ク 特定JV新規登録申請について

特定JVに関する登録申請は、落札者決定後、落札候補者へ局の指示により登録を行うものとする。※財政局契約課の「業者登録システム」による事前登録は行わないこと。

なお、入札参加資格確認申請時に応募者の構成企業一覧表(様式I-3)、建設JVに係る協定書(任意様式)及び運転維持管理JVに係る協定書(任意様式)を提出すること。

ケ 入札参加資格確認通知書の交付

応募者の代表企業には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、令和6年1月19日に送付する。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付する。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査する。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とする。また、入札参加者が入札説明書に記載した入札参加資格要件に1項目でも不適合が認められた場合は失格とする。

コ 提案書類（技術提案書・プレゼン動画等）の提出

本市が求める要求水準について応募者の理解度を確認し、本市が意図する技術提案を求めするため、応募者は技術提案書等を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- (7) 受付期間 令和6年2月6日から令和6年2月9日まで
(平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
郵送の場合、書留又は簡易書留で送付し、令和6年2月9日（金曜日）
午後5時（必着）とする。
- (4) 受付方法 郵送もしくは持参とする。
- (6) 提出書類 第4に示す2 入札書及び技術提案書等
- (エ) 提出先 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4（第3庁舎14階）
川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

サ 技術対話

技術対話の範囲は、技術提案書に記載されている内容とし、提案が本市の要求水準を満たしているか確認するとともに、より優れた提案を求めするため、質問や助言等を行う。

なお、開催日については本市から、別途通知する。

- (7) 開催日 令和6年2月15日から令和6年2月16日まで
- (4) 開催場所 川崎市上下水道局長沢浄水場
- (6) 参加人数 応募グループの代表企業及び構成企業各社2名以内とする。

シ 入札書及び技術提案書（改善版）の受付

応募者は、入札書及び技術提案書を受付期間内に提出するものとする。技術提案書は技術対話の結果を踏まえ必要に応じ見直しを行った技術提案書（改善版）を提出することができる。

なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- (7) 受付期間 令和6年2月19日から令和6年2月26日まで
(平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
郵送の場合、書留又は簡易書留で送付し、令和6年2月26日（月曜日）
午後5時（必着）とする。
- (4) 受付方法 郵送もしくは持参とする。

- (ウ) 提出書類 第4に示す2 入札書及び技術提案書等
(エ) 提出先 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4（第3庁舎14階）
川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

ス 入札辞退届の受付

入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、入札を辞退する場合は、受付期間内に入札辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- (フ) 受付期間 令和5年1月19日から令和5年2月22日まで
(平日午前9時～12時及び午後1時～5時)
郵送の場合、書留又は簡易書留で送付し、令和6年2月22日（木曜日）午後5時（必着）とする。
(イ) 受付方法 郵送もしくは持参とする。
(ウ) 提出書類 第4に示す1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等
(エ) 提出先 〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4（第3庁舎14階）
川崎市上下水道局水道部水道管理課
(電話番号) 044-200-3146
(電子メール) 80kkanri@city.kawasaki.jp

セ 開札日時

開札の日時は次のとおりとする。

なお、開札の結果については、落札者の公表とともに、川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表する。

令和6年4月11日 10時

ソ 落札者決定の公表日

落札者決定の公表は、次の日程で川崎市上下水道局ウェブサイトにて公表する。

令和6年4月22日（予定）

第3 入札参加資格要件

1 応募グループの構成等

入札参加者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。また、応募グループを構成する企業を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業若しくは受託する企業を「協力企業」という。

(1) 応募グループの構成等

ア 応募グループは、設計を実施する企業、工事を実施する企業、運転維持管理業務を実施する企業により構成されるグループとする。なお、各企業に必要な資格要件は「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」の「3 各業務における参加資格要件」による。

イ 構成企業は、複数の業務を兼ねることは可とする。ただし、設計・工事及び運転維持管理全ての業務を1構成企業が実施することは認めない。

ウ 応募グループの代表企業は、建設JVの構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うものとする。

エ 応募グループは、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び代表企業以外の構成企業の企業名並びに担当業務（機械、電気、建築、水道施設、設計及び運転維持管理のいずれか）について明らかにすること。

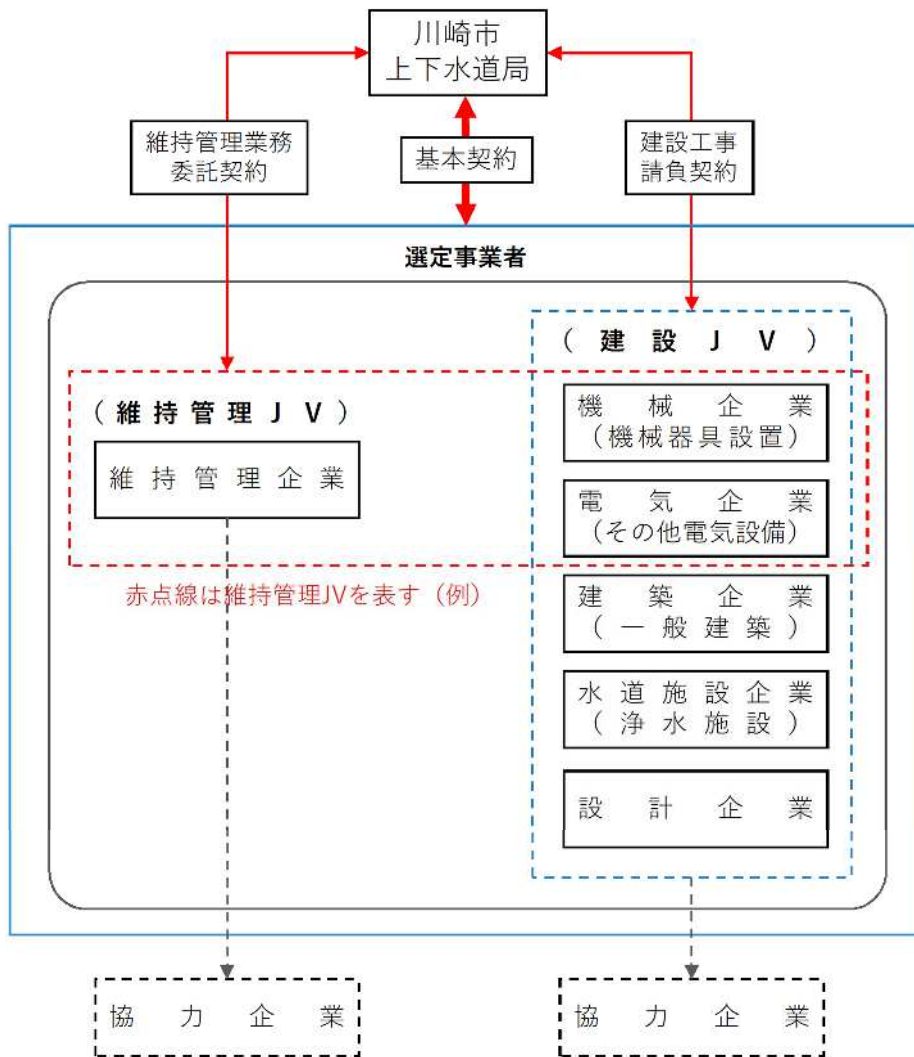
オ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。

カ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。また、基本契約締結後において、選定されなかった応募グループの構成企業が、選定された応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。

キ 応募グループが本事業の一部を協力企業に発注する場合、可能な限り川崎市内に本社又は本店を有する企業の活用を検討すること。

(2) 事業スキーム (参考例)

本事業のスキーム (例) を下図に示す。



- ※ 構成企業から応募グループ及び建設JV、維持管理JVの代表企業をそれぞれ1社選定するものとする。
- ※ 建設JV、維持管理JVの代表企業は、応募グループの代表企業と同一企業である必要はない。
- ※ 建設JVの組成方法は事業者の提案とする。
- ※ 維持管理JVは維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業（応募グループの代表企業との兼務は可）を含むものとし、その他の構成企業の組成方法は任意とする。

図 3-1 事業スキーム (参考例)

2 共通の参加資格要件

応募グループの構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 本事業に係る業務内容において、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されているものであること。

なお、有資格者名簿に登録されていない企業等が構成企業として応募グループへの参加を希望する場合は、川崎市競争入札参加資格随時申請を行い、入札参加資格確認申請書の提出期限日までに登録を完了していること。

- (2) 本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本契約締結日までの間のいずれの日においても、法令等に基づく営業停止等の措置、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号（以下「指名停止等要綱」という。））に基づく指名停止処分を受けていない者であること。ただし、指名停止を受けているもののうち、指名停止等要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加できるものとする。

- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- (4) 令和5年1月6日に契約を締結した「長沢浄水場 排水処理施設改良工事 事業者選定支援業務委託」の受託者又はこれらの者と資本面及び人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、「長沢浄水場 排水処理施設改良工事 事業者選定支援業務委託」の受託者は、次に示すとおりである。

【株式会社 NJS】

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

3 各業務における参加資格要件

(1) 工事を実施する企業の要件

- ア 工事を実施する企業は、基本契約の締結後に建設 J V を結成するものとする。
- イ 建設 J V を構成する 1 企業が要件を満たす複数の業種を兼ねてもよい。また、J V を構成する企業数に上限は設けない。
- ウ 建設 J V を構成する企業は、有資格者名簿において、「機械（水処理施設）」、「電気（その他電気設備）」、「建築（一般建築）」、「水道施設（浄水施設）」のいずれかに登録されている企業とし、建設 J V に 4 業種全てが含まれるものとする。
- エ 建設 J V を構成する企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。）について、担当する業種の経審点が下表の点数以上であるものとする。

表 3-1 本事業における業種ごとの経審点

特定建設業許可 (業種)	機械器具 設置	電気	建築	水道施設
川崎市 有資格者名簿	【機械】 水処理施設	【電気】 その他 電気設備	【建築】 一般建築	【水道施設】 浄水施設
代表企業	1,200	1,200	1,200	1,200
代表企業以外	1,000	1,000	1,000	900

※ 代表企業が複数の業種を兼ねる場合、代表企業が担当する主たる業種については 1,200 点以上とし、その他の兼務する業種については上表に定める代表企業以外の業種ごとの点数以上を満たすものとする。

オ 建設 J V の代表企業は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、標準処理能力 10,000 m³/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。

カ 建設 J V を構成する企業（建設 J V の代表企業を除く）は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設（以下、単に「水道施設」という。）又は水道施設が所在する敷地内における工事の施工実

績を有すること。なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が10分の2以上のものに限る。

キ 建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任（※1）で配置できること。なお、建設JVを構成する企業ごとに監理技術者等を配置すること。また、建設JVを構成する1企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。

※1 建設業法第26条（監理技術者の専任緩和）の適用を可とする。

ク 上記キに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。なお、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において他の工事に従事している者であっても、本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。ただし、上記キに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

(2) 設計業務を実施する企業の要件

ア 設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設JVを構成する企業として参加する。

イ 設計企業は、有資格者名簿において、「建築設計」、「設備設計」及び「建設コンサルタント」のうち担当する業務に係る種目の登録を認められていること。ただし、工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計まで行う場合は、次に示すウ(イ)又は(ロ)の要件において、自社設計の実績が証明できる書類（※1）が確認できれば、有資格者名簿の登録は問わない。この場合、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計企業であることを実施体制等で明記するものとし、詳細は別途入札説明書等で示す。（表3-2参照）

ウ 設計企業が複数いる場合は、建築設計を除く全ての者が次の(ア)の要件を満たすこと。また、(イ)から(ロ)までの要件については、単独企業又は複数企業で要件を網羅すればよいものとする。（表3-3参照）

(ア) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士【上下水道部門「上水道及び工業用水道」】の資格を有する者が1名以上在籍していること。

(イ) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。

また、管理技術者又は担当技術者として、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を配置できること。

- (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置できること（※2、※3）。なお、工事監理業務に求める要件も同様とする。（※4）
- (エ) 標準処理能力 10,000 m³/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る実施設計の実績を有すること。（※5）
- (オ) 標準処理能力 10,000 m³/日以上浄水場における池状構造物に係る耐震補強実施設計の実績を有すること。

※1 「自社設計の実績が証明できる書類」とは、工事を実施する企業が本事業で担当する工事（業種）に関する設計業務を完了したことが客観的に確認できる書類であれば幅広く認める予定である。要件を満たすか否かについての問い合わせは、第2「事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項」1「事業者の募集」(2)「応募手続き等」に示す通り、受け付けるものとする。

例：設計・施工一括発注業務において自らが担当する工事の設計を実施した実績（単独企業として受注した事業や他に設計を実施する企業が事業者グループや協力企業に含まれていない事業等の契約書、実績確認書（コリンズ）等）

- ※2 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が一定規模（階数3以上かつ床面積の合計5,000 m²）を超える場合は、設備設計一級建築士自ら設備設計を行うか、若しくは設備関係規程への適合性の確認を受けるものとする。
- ※3 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が建築基準法第20条第1項2号で定められる建築物に該当する場合は、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、若しくは法適合の確認を行うものとする。
- ※4 事業者提案により川崎市環境影響評価に関する条例の手続きを要する場合、手続きを行う者は、平成25年4月1日以降に国、地方公共団体または地方共同法人が発注した委託業務において、環境影響評価に関する法律に基づく調査及び準備書等の書類を作成し、手続きを行った実績を有すること。なお、手続きを行う者は設計企業が自ら行うか、前述の要件を満たす協力企業に行わせることも認めるものとする。
- ※5 機械設計のみ必須の要件とする。

表 3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件 要件イ

項目 ○：必要		業種			
		機械・電気・建築		水道施設	
		有資格者登録		有資格者登録	
		有	無	有	無
企業 の 要 件	ウ(エ) 標準処理能力10,000 m ³ /日以上 の浄水場における加圧脱水機設 備を含む排水処理施設に係る実 施設計の実績	○ (機械のみ)	○	-	-
	ウ(オ) 標準処理能力10,000 m ³ /日以上 の浄水場における池状構造物に 係る耐震補強実施設計の実績	-	-	○	○

表 3-3 設計業務を実施する企業に必要な要件 要件ウ

項目 ○：必要		業種			
		機械	電気	建築	水道施設
企業 の 要 件	ウ(ア) 技術士が1名以上在籍	○	○	-	○
	ウ(イ) 建設コンサルタント登録規定に 基づく登録及び技術士配置	-	-		○
	ウ(ウ) 一級建築士事務所登録 及び一級建築士配置	-	-	○	-
	ウ(エ) 標準処理能力10,000 m ³ /日以上 の浄水場における加圧脱水機設 備を含む排水処理施設に係る実 施設計の実績	○	-	-	-
	ウ(オ) 標準処理能力10,000 m ³ /日以上 の浄水場における池状構造物に 係る耐震補強実施設計の実績	-	-	-	○

(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件

運転維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすものとする。

- ア 運転維持管理業務を実施する企業は、基本契約の締結後に、運転維持管理 J V を結成するものとする。
- イ 運転維持管理 J V を構成する企業は、有資格者名簿において、「施設維持」に登録を認められている者であるものとする。ただし、建設 J V を構成する企業が運転維持管理 J V に参加する場合はこの限りではない。
- ウ 運転維持管理 J V の代表企業は、有資格者名簿において、「施設維持」に登録を認められている者であり、平成 20 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力 10,000 m³/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2 年以上継続して行った履行実績を有するものとする。なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、代表構成員のものに限る。
- エ 応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理 J V に参加するものとし、その他の構成企業の参加については任意とする。(機械企業が応募グループの代表企業を兼務することは可)

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。なお、詳細は、入札説明書等において示す。

- ア 代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。
- イ 代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

(5) 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- ア 2 に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

第4 応募時の提出書類

1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等

入札参加資格確認申請時に提出する書類は、次表の書類を A4 判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には何も記載せず、1部を提出すること。

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・入札参加資格確認申請書類一覧表	様式 I - 1
	・入札参加申込書	様式 I - 2
	・応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3
	・委任状	様式 I - 4
	・入札参加資格確認申請書	様式 I - 5
	・工事を実施する企業の要件エを証明する書類の写し	
	・工事を実施する企業の要件オを証明する書類の写し	
	・工事を実施する企業の要件カを証明する書類の写し	
	・工事を実施する企業の要件キを証明する書類の写し	
	・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	
	・設計業務を実施する企業の要件イを証明する書類の写し	—
	・設計業務を実施する企業の要件ウ(ア)～(カ)を証明する書類の写し	—
	・運転維持管理業務を実施する企業の要件ウを証明する書類の写し	—
	・建設 J Vに係る協定書	任意様式
	・運転維持管理 J Vに係る協定書	任意様式
	・入札辞退届	様式 II - 1

2 入札書及び技術提案書等

入札書類提出時は次表の書類を提出すること。

提出書類	様式	部数
		2/9/2/26
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1	1部/1部
・委任状	様式Ⅲ-2	
・入札書	様式Ⅲ-3	-/1部
・評価項目算定資料書	第3号様式	2部/9部
・評価項目に対する配点表	第3号様式 (別紙)	
・技術提案書	第4-1号様式-①~⑰	
・算定資料の説明書	様式自由 ※	
・企業の設計・施工実績	第5号様式-①~③ 第7-1号様式	
・配置予定技術者の能力	第6-1号様式-①~②	
・企業の信頼性・社会性	第7-1号様式	
・企業の地域貢献度	第7-1号様式	
・担い手育成	第6-1号様式-①~②	
・DVD (プレゼンテーション動画及び説明資料)	プレゼンテーション動画 (mp4 ファイル) 及び説明資料 (PDF またはパワーポイントファイル)	
・CD-R または DVD (提案書の電子データ形式)	PDF 及び元データ (Word 及び Excel データ)	1枚/1枚

※第 4-1 号様式の内容に関する説明書及び図面 (計画一般平面図、排水処理棟平面図、立面図を含む)

3 技術提案書類の作成要領

(1) 作成要領

ア 書式等

- (ア) 技術提案書類は、各様式の備考に記載している内容により作成すること。制限枚数を超えて記述した提案については、超過部分以降を評価対象から除外する。
- (イ) 技術提案書類に記載する文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。
- (ウ) 図及び表は算定資料の説明書に記載すること。
- (エ) A4 判の用紙は、縦に使用し、横書きで記載すること。
- (オ) 会社名、住所、ロゴマーク等、入札者を特定できる表現は使用禁止とする。

イ 提出資料のまとめ方

- (ア) A3 判の用紙は、A4 サイズに折り畳んで綴じ込むこと。
- (イ) 綴じ方は、A4 ファイル左側綴じとすること。
- (ウ) ファイルの表紙には何も記載しないこと。
- (エ) 提出する CD-R 又は DVD は、提出前に必ず次の項目に従ってコンピューターウイルス対策を行うこと。
 - a ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用するように努めること。
 - b 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。
 - c 提出する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報として次の内容を記載すること。
 - ・使用したウイルス対策ソフト名
 - ・ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名
 - ・チェック年月日

入札参加資格確認申請書類一覧表

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
【様式 I 入札参加申請時の提出書類】				
・ 入札参加資格確認申請書類一覧表	様式 I - 1	1 部		
・ 入札参加申込書	様式 I - 2	1 部		
・ 応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3	1 部		
・ 委任状	様式 I - 4	1 部		
・ 入札参加資格確認申請書	様式 I - 5	1 部		
【添付資料】				
・ 設計企業において、技術士（「上水道及び工業用水道」）の資格を有する者が 1 名以上在籍していることを証明する書類の写し（設計業務の企業の要件ウ（ア））	—	1 部		
・ 設計企業において、建設コンサルタント（「上水道及び工業用水道」）の登録を証明する書類の写し（ただし、自社設計の実績が証明できる書類等を提出する企業が設計企業となる場合は不要）（設計業務の企業の要件ウ（イ））	—	1 部		
・ 設計企業において、一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し（設計業務の企業の要件ウ（ロ））	—	1 部		
・ 設計業務の実施を担う者が受託した、標準処理能力 10,000 m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る実施設計（機械設計）の実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し、もしくは自社設計の実績が証明できる書類等（設計業務の企業の要件ウ（エ））	—	1 部		
・ 設計業務の実施を担う者が受託した、標準処理能力 10,000 m ³ /日以上浄水場における池状構造物に係る耐震補強実施設計の実績を確認できる設計契約書及び仕様書等の写し、もしくは自社設計の実績が証明できる書類等（設計業務の企業の要件ウ（オ））	—	1 部		
・ 代表企業において、標準処理能力 10,000 m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	1 部		
・ 建設 J V を構成する企業（建設 J V の代表企業を除く）において、水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設（以下、単に「水道施設」という。）又は水道施設が所在する敷地内における工事の施工実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	1 部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	本市
・運転維持管理企業において、標準処理能力 10,000 m ³ /日以上の水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2年以上継続して行った履行実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	1部		
・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	—	1部		
・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書」の写し	—	1部		

注) 提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。

入札参加申込書

川崎市上下水道事業管理者

応募グループ

〔代表企業〕

商号又は名称

住所又は所在地

代 表 者 名

令和〇年〇月〇日付で公表されました「川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業」に係る総合評価一般競争入札方式に参加を申し込みます。

応募者の構成企業一覧表

1 【代表企業】 業種名 : 機械 電気 建築 水道施設
建築設計 設備設計 建設コンサルタント
施設維持
 設計業種 : 機械 電気 建築 水道施設
 (該当業種すべてに○をつけること)

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	

2 【構成企業】 業種名 : 機械 電気 建築 水道施設
建築設計 設備設計 建設コンサルタント
施設維持
 設計業種 : 機械 電気 建築 水道施設
 (該当業種すべてに○をつけること)

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	

3 【構成企業】 業種名 : 機械 電気 建築 水道施設
建築設計 設備設計 建設コンサルタント
施設維持
 設計業種 : 機械 電気 建築 水道施設
 (該当業種すべてに○をつけること)

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	

※記入欄は適宜追加すること。

川崎市上下水道事業管理者

委 任 状

構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名
構成企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名

私は、下記の企業を応募グループの代表企業とし、「川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業」に関し、次の権限を委任します。

受任者 代表企業	商号又は名称 住所又は所在地 代表者名
委任事項	1. 入札参加申込に関する件 2. 入札参加資格確認申請に関する件 3. 契約締結に関する件 4. 請負代金の請求及び受領に関する件 5. 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件 6. 復代理人の選任に関する件 7. 入札辞退に関する件 8. その他契約履行に関する一切の件
事業名称	川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

川崎市上下水道事業管理者

入札参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日付で公表されました「川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業」に係る入札参加資格の確認のために、必要書類を添付して申請します。

なお、入札説明書に定められた入札参加資格要件等を満たしていること、提出書類の記載事項及び添付資料のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	

令和 年 月 日

川崎市上下水道事業管理者

入札辞退届

令和〇年〇月〇日付で公表されました「川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業」に係る入札を辞退します。

■代表企業

商号又は名称	
住所又は所在地	
代表者名	

件名

履行場所

辞退理由

提案書類提出一覧表

提出書類の種類	様式	備考	確認欄	
			応募者	本市
【様式Ⅲ 提案書類提出関係様式】				
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1			
・委任状	様式Ⅲ－2			
・入札書	様式Ⅲ－3			
【提案書類】				
・評価項目算定資料書	第3号様式			
・評価項目に対する配点	第3号様式 (別紙)			
・技術提案書 ①事業全体の基本方針	第4－1号様式 －①	A4版、片面、 2枚以内		
・技術提案書 ②市内経済への貢献	第4－1号様式 －②	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ③事業全般に関する環境への配慮	第4－1号様式 －③	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ④事業実施体制及び代表企業、構成企業等の役割分担	第4－1号様式 －④	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑤工程計画	第4－1号様式 －⑤	A3版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑥加圧脱水設備の設計・性能	第4－1号様式 －⑥	A4版、片面、 2枚以内		
・技術提案書 ⑦排水処理棟の設計・性能	第4－1号様式 －⑦	A4版、片面、 2枚以内		
・技術提案書 ⑧一次濃縮槽の設計・性能	第4－1号様式 －⑧	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑨安全管理（新旧設備の切り替え含む）	第4－1号様式 －⑨	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑩運転管理に対する方針	第4－1号様式 －⑩	A4版、片面、 2枚以内		
・技術提案書 ⑪維持管理に対する方針	第4－1号様式 －⑪	A4版、片面、 2枚以内		
・技術提案書 ⑫緊急時に備えての体制（夜間、休日の設備故障・障害や自然災害時等）	第4－1号様式 －⑫	A4版、片面、 1枚以内		

提出書類の種類	様式	備考	確認欄	
			応募者	本市
・技術提案書 ⑬設備故障・障害時等の対応	第4-1号様式 -⑬	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑭計画修繕に対する方針	第4-1号様式 -⑭	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑮浄水発生土の管理手法	第4-1号様式 -⑮	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑯教育、研修、技術継承	第4-1号様式 -⑯	A4版、片面、 1枚以内		
・技術提案書 ⑰その他の独創的な提案	第4-1号様式 -⑰	A4版、片面、 2枚以内		
・算定資料の説明書	様式自由	A3版、片面、 20枚以内 (表紙含まず。)		
・企業の設計・施工実績	第5号様式-① ~③ 第7-1号様式	施工実績を証明 する書類を添付 すること		
・配置予定技術者の能力	第6-1号様式 -①~②	施工経験を証明 する書類を添付 すること		
・企業の信頼性・社会性	第7-1号様式			
・企業の地域貢献度	第7-1号様式			
・担い手育成	第6-1号様式 -①~②			
・DVD (プレゼンテーション動画及び説明資料)	プレゼンテーション動画 (mp4ファイル) 及び説明資料 (PDFまたはパワーポイントファイル)	2枚/9枚		
・CD-R または DVD (提案書の電子データ形式)	PDF 及び元データ (Word 及び Excel データ)	1枚/1枚		

(注意事項)

- ・提出書類の種類と部数を確認し、応募者の確認欄をチェックすること。

川崎市上下水道事業管理者

委 任 状

私は 印 を代理人と定め、下記の件に関する入札の一切の権限を
委任します。

事業名称：川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工
並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

〔委任者〕

商号又は名称

住所又は所在地

代 表 者 名

年 月 日

(宛先)
川崎市上下水道事業管理者

住 所 _____
商号又は名称
(共同企業体名) _____
代表者職氏名 _____

評価項目算定資料書

年 月 日付けで公告がありました次の工事について、別紙のとおり評価項目算定資料を提出します。なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 工事件名 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業
- 2 履行場所 川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)

【連絡先】担当者 所 属 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
F A X _____

評価項目に対する配点表

工事名称：川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業
 商号又は名称：_____
 (共同企業体名)

分類	評価項目	様式	大項目	小項目	評価基準	配点
技術提案	事業実施に関する項目	第4-1号様式①～④	基本方針	①事業全体の基本方針	ア. 本事業は長期間にわたることから、適切かつ安全な設計施工と安定した運転維持管理に必要となる基本計画（基本方針、全体施設配置、提案概要等）が根拠をもって示されているかについて評価する。 イ. ライフサイクルコスト削減に資する適切かつ具体的な提案を評価する。	10.0
				②市内経済への貢献	ア. 市内中小企業への発注の取組（具体的な発注割合など）、市内経済の活性化につながる取組、地域社会への貢献の取組に関する提案を評価する。	4.0
				③事業全般に関する環境への配慮	ア. 設計・施工・運転維持管理の全般における環境負荷軽減に資する適切かつ具体的な提案を評価する。 イ. 脱炭素社会への貢献に関する具体的な提案を評価する。 ウ. 工事全般にわたる騒音、振動、粉塵、濁水等に対する具体的かつ有効な提案を評価する。 エ. その他、周辺環境への配慮に関する具体的な提案があれば評価する。	5.0
			実施体制	④事業実施体制及び代表企業、構成企業等の役割分担	ア. 長期に及ぶ本事業を確実かつ継続的に実施する事業実施体制の提案について評価する。 イ. 運転維持管理業務の品質確保と確実な実施を実現する維持管理JVの構成、役割分担、業務実施体制、関係者との連絡体制等の提案について評価する。 ウ. 設計・建設業務の品質確保と確実な実施を実現する建設JVの構成、役割分担、業務実施体制、関係者との連絡体制等の提案について評価する。	4.0
	設計・施工業務に関する事項	第4-1号様式⑤～⑨	工程計画	⑤工程計画	ア. 設計に基づき要求水準書で示す期限(令和12年3月)の達成を実現するための、確実で安全な施工方法、手順、管理の根拠となる全工種を含む施工ステップ等の提案について評価する。 イ. 要求水準書で示す期限より早期に新施設等供用開始の達成、コスト削減対策を実現する提案について評価する。 ウ. 法令、条例等を踏まえた各種申請手続きによる工程計画が整理された具体的な提案について評価する。 エ. 試運転工程計画についての工夫や留意点に関する提案について評価する。 オ. 工事の進捗遅れが生じた場合の対応策等に関する提案について評価する。	4.0
				⑥加圧脱水設備の設計・性能	ア. 更新基準年数を踏まえ、高濁度対応に伴う連続運転等に十分に耐えうる設備性能であることが具体的な根拠をもって示された提案について評価する。 イ. 設備の点検、更新について運転維持管理に差し支障が生じないような提案について評価する。 ウ. 一連の排水処理施設等の提案と整合し、提案の実現可能性について評価する。 エ. 浄水処理も踏まえた運転・維持管理や試運転等を踏まえた整備についての提案を評価する。 オ. 安定性・信頼性に関する、具体的な根拠についての提案を評価する。 カ. 提案する性能に対する、選定根拠等の適切さについての提案を評価する。	8.0
			設計計画	⑦排水処理棟の設計・性能	ア. 更新基準年数を踏まえた、構造種別の選定に関する提案について評価する。 イ. 維持管理や設備更新等に配慮した、間取り、動線、スペースの確保に関する提案について評価する。 ウ. 更新設備の積載荷重を適切に想定した、余裕を持った構造計画に関する提案について評価する。 エ. 計画修繕や設備更新等を容易に行えるような、構造計画に関する提案について評価する。 オ. 更新基準年数や計画修繕を踏まえた、建築材料の選定に関する提案について評価する。	8.0
				⑧一次濃縮槽の設計・性能	ア. 更新基準年数を踏まえた、設備等の性能の具体的な選定根拠等が示された提案について評価する。 イ. 出水期の運転条件等を踏まえ、耐震補強工事及び設備更新工事を確実に施工可能とする設計計画の提案について評価する。	3.0
	安全管理	⑨安全管理(新旧設備の切り替え含む)	⑨安全管理	ア. 加圧脱水機設備、遠方監視設備等の試運転、切り替えを安全に実施するための適切かつ具体的な提案を評価する。 イ. 工事全般にわたり安全面に配慮した施工方法に関する具体的な提案(搬出入計画、工事車両動線、事故防止、安全管理等)を評価する。 ウ. 一次濃縮槽の設備更新を安全に実施するための適切かつ具体的な提案を評価する。	4.0	
			運転維持管理業務に関する事項	第4-1号様式⑩～⑬	運転管理・維持管理	⑩運転管理に対する方針
	⑪維持管理に対する方針	ア. 本施設の点検について具体的な点検頻度や記録、管理手法に関する提案について評価する。 イ. 点検内容を定量的に評価するための評価手法に関する提案を評価する。 ウ. コンクリート構造物の点検にあたっての体制に関する提案を評価する。				6.0
	危機管理	⑫緊急時に備えての体制(夜間、休日の設備故障・障害や自然災害時等)		ア. 緊急時における連絡体制、人員配備体制、参集時間、対応フローに関する提案を評価する。 イ. 緊急時に運転維持管理に必要となる作業従事者等の確保について本社・支社等の応援体制に関する提案を評価する。 ウ. 感染症等が流行した際の運転維持管理に必要な資材の確保等に関する提案について評価する。	4.0	
		⑬設備故障・障害時等の対応		ア. 設備故障・障害が発生した場合の応急措置及び早期復旧に向けた対応手法に関する提案について評価する。 イ. 設備故障、障害発生等の原因特定及び再発防止プロセスに関する提案について評価する。	5.0	
	技術管理	⑭計画修繕に対する方針		⑭計画修繕に対する方針	ア. 計画修繕に対する具体的な方針について評価する。	2.0
				⑮浄水発生土の管理手法	ア. 浄水発生土の有効利用について、利用率100%を維持するための提案がなされているかについて評価する。 イ. 浄水発生土の運搬・処分に係る費用について、効率的かつ効果的な提案がなされているかについて評価する。	5.0
	⑯教育、研修、技術継承	ア. 業務準備期間及び新規入場者に対し、運転維持管理業務における必要な教育、研修の提案について評価する。 イ. 本市に対し、運転維持管理業務に関する技術的な研修等について、具体的な提案がなされているかについて評価する。	3.0			
その他	第4-1号様式⑰	その他	⑰その他の独創的な提案	ア. 上記に示す評価基準以外の内容について、事業者独自の創意工夫によって、本事業に好影響をもたらす提案を評価する。	8.5	

【技術提案の評価】
 上記に示す評価基準については、事業者からの提案を強く求める項目順としている。
 ただし、各小項目の評価基準に記載が無い内容であっても、本事業に好影響をもたらす提案については評価する。

【技術提案及び技術提案に係る施工計画の基礎審査】
 総合評価方式評価項目算定資料の内容について、以下の場合は「無効」とする。
 (1) 技術提案未提出及び無記載の場合
 (2) 定めた書式と異なる書式で提出した場合
 (3) 関係法令等に抵触する場合
 (4) 要求水準書・特記仕様書の条件を満たしていない場合
 (5) 現場条件等と異なる記載をした場合
 (6) 無関係の事項のみが記載されている場合

【技術提案の点数の付与方法】
 技術提案の評価は「A～E」の5段階で実施することとし、評価基準及び得点化を次表のとおりとする。
 評価点は技術評価委員会の各委員が行った各項目における評価点の平均点とする。
 なお、評価点の平均点は、小数点以下第3位を四捨五入とし、小数点以下第2位とする。

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れた提案である。	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	一定程度優れた点がある。	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準書と同程度の内容であり、優れている点は認められない。	配点×0.0

評価項目に対する配点表

工事件名: 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業
 商号又は名称: _____
 (共同企業体名)

分類	評価項目	様式	備考	評価基準	配点
企業の設計・施工実績	同種工事等の施工実績 (過去15年間) ●設計 400,000m ³ /日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の実設計実績 ●工事 400,000m ³ /日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の施工実績 ●運転維持管理 400,000m ³ /日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る2年以上の運転維持管理業務実績 ※上水道、工業用水道の処理能力累積も可とする。	5号	平成20年4月1日以降に完成し、引渡しが完了した同種工事等実績の中から1件まで記入してください。	設計、工事及び運転維持管理に関していずれも元請としての実績を有する。	1.5
				設計、工事及び運転維持管理に関する実績の内、元請としての実績を運転維持管理実績を含む2つを有する。	1.0
				設計、工事及び運転維持管理に関する実績の内、元請としての実績をいずれか一つを有する。	0.5
				実績なし	0.0
	過去5年度における本市優良事業者表彰の受賞の有無	7-1号	(入札参加申込締切日時点の本市登録情報による)	有り	0.5
			無し	0.0	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 (過去15年間) ●工事 400,000m ³ /日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の施工実績(機械の監理技術者) ●運転維持管理 400,000m ³ /日以上の浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る2年以上の運転維持管理業務実績(業務責任者のみ) ※上水道、工業用水道の処理能力累積も可とする。	6-1号	配置予定技術者の同種工事経験について記入してください。平成20年4月1日以降に完成し、引渡しが完了した工事の中から1件記入してください。 この様式は総合評価落札方式における配置予定技術者届になりますので、同種工事の経験が無い場合でも、必ず提出してください。	機械工事の監理技術者及び運転維持管理業務の業務責任者いずれも経験を有する。	1.0
				機械工事の監理技術者及び運転維持管理業務の業務責任者のいずれかが実績を有する。	0.5
				経験なし	0.0
企業の信頼性・社会性	ISO9001又は14001の取得状況	7-1号	(入札参加申込締切日時点の本市登録情報による)	有り	0.5
				無し	0.0
	障害者の雇用状況			「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している	0.5
				同上無し	0.0
	男女共同参画(行動計画策定)			次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定している	0.5
				同上無し	0.0
官公需適格組合であること		官公需適格組合である	0.5		
		同上無し	0.0		
企業の地域貢献度	災害時における本市との協力体制(災害協定)	7-1号	(入札参加申込締切日時点の本市登録情報による)	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している又は締結している団体に加入している	0.5
				同上無し	0.0
	災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)			川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしている	0.5
				同上無し	0.0
担い手育成	若手・女性配置予定技術者の配置	6-1号		配置予定技術者が40歳未満又は女性である	0.5
				同上無し	0.0
※…詳細は、「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」3参考資料(1)評価基準等を御覧ください。				配点合計	100.0

注: 実際の得点は、本市による採点結果に基づきます。なお、本市による採点は、提出資料に基づき行うものとし、自己採点得点は本市による採点に影響を与えません。

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	①事業全体の基本方針

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	②市内経済への貢献

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	③事業全般に関する環境への配慮

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	④事業実施体制及び代表企業、構成企業等の役割分担

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑤工程計画

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑥加圧脱水設備の設計・性能

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑦排水処理棟の設計・性能

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑧一次濃縮槽の設計・性能

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑨安全管理(新旧設備の切り替え含む)

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑩運転管理に対する方針

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	①維持管理に対する方針

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑫緊急時に備えての体制(夜間、休日の設備故障・障害や自然災害時等)

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑬設備故障・障害時等の対応

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑭計画修繕に対する方針

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑮浄水発生土の管理手法

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑩教育、研修、技術継承

技術提案書

工 事 件 名 : 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設
改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設
の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称 : _____
(共同企業体名)

1/

小項目	⑰その他の独創的な提案

同種工事等の施工実績

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称:

(共同企業体名)

同種工事等の条件	(平成20年4月1日以降に完成し引渡し完了した次の要件を満たす、同種工事の施工実績(元請に限る。)を有すること。) ●設計 400,000m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の実設計実績
工事名称等	工事/委託名称 (発注機関名)
	施工(履行)場所
	契約金額(税込み) 円
	工期 年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態 単 体 / J V (出資比率 %)
	コリンズ/テクリス登録の有無 有 (コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無
工事概要等	工事(業務)内容 (工法・規模等、同種工事等の確認ができる内容を記載すること。)

(注)

- 1 同種工事等の施工実績について、過去に施工した工事/委託を本様式1枚に対し、1件記載すること。(設計・工事・運転維持管理の3つの要件を申請する場合は、本様式が3枚提出となる。)
- 2 記載した工事内容、工事の完成及び引渡しの完了を証明する書類(工法、規模等が確認できるもの)を添付すること。
(例:契約書、設計書、検査済証等の写し、コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本様式を提出すること。
- 4 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

同種工事等の施工実績

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

工 事 件 名: _____

商号又は名称: _____
(共同企業体名)

同種工事等の条件	(平成20年4月1日以降に完成し引渡し完了した次の要件を満たす、同種工事の施工実績(元請に限る。)を有すること。) ●工事 400,000m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の施工実績
工事名称等	工事/委託名称 (発注機関名)
	施工(履行)場所
	契約金額(税込み) 円
	工期 年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態 単 体 / J V (出資比率 %)
	コリンズ/テクリス登録の有無 有 (コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無
工事概要等	工事(業務)内容 (工法・規模等、同種工事等の確認ができる内容を記載すること。)

(注)

- 1 同種工事等の施工実績について、過去に施工した工事/委託を本様式1枚に対し、1件記載すること。(設計・工事・運転維持管理の3つの要件を申請する場合は、本様式が3枚提出となる。)
- 2 記載した工事内容、工事の完成及び引渡しの完了を証明する書類(工法、規模等が確認できるもの)を添付すること。
(例:契約書、設計書、検査済証等の写し、コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本様式を提出すること。
- 4 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

同種工事等の施工実績

工 事 件 名: 川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

商号又は名称: _____
(共同企業体名)

同種工事等の条件	(平成20年4月1日以降に完成し引渡し完了した次の要件を満たす、同種工事の施工実績(元請に限る。)を有すること。) ●運転維持管理 400,000m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る2年以上の運転維持管理業務実績
工事 名 称 等	工事/委託名称 (発注機関名)
	施工(履行)場所
	契約金額(税込み) 円
	工期 年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態 単 体 / J V (出資比率 %)
	コリンズ/テクリス登録の有無 有 (コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無
工 事 概 要 等	工事(業務)内容 (工法・規模等、同種工事等の確認ができる内容を記載すること。)

(注)

- 1 同種工事等の施工実績について、過去に施工した工事/委託を本様式1枚に対し、1件記載すること。(設計・工事・運転維持管理の3つの要件を申請する場合は、本様式が3枚提出となる。)
- 2 記載した工事内容、工事の完成及び引渡しの完了を証明する書類(工法、規模等が確認できるもの)を添付すること。
(例:契約書、設計書、検査済証等の写し、コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)
- 3 当該評価項目について実績を有しない場合も本様式を提出すること。
- 4 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。
(なお、共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

配置予定技術者の資格及び施工実績

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

工 事 件 名:
商号又は名称:
(共同企業体名)

配置予定技術者の氏 名			落札者決定基準 における 「担い手育成」 の適用申請
配置予定技術者の役職 (該当する方を○で囲む)		監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者 業務責任者	
法令による資格・免許 (登録番号・取得年月日)			
入社年月日		年 月 日 年齢 (歳)	有・無
同種工事等の条件		(平成20年4月1日以降に完成し引渡しが完了した次の要件を満たす、同種工事等の施工実績(元請に限る。)を有すること。) ●工事 400,000m3/日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る工事の施工実績(機械の監理技術者)	
同種 工事 等 経 験 の 概 要	工事(委託)名称 (発注機関名)	()	
	施工(履行)場所		
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、業務責任者	
	工事(委託)概要 (工法・規模等の確認 ができる内容を記載 すること。)		
	コリンズ/テクリス 登 録の有無	有(コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無	
申 請 従 事 の 状 況 工 事 等 の	工事(委託)名称 (発注機関名)	()	
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、業務責任者、その他()	
	コリンズ/テクリス 登 録の有無	有(コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無	
上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事(委託) (契約番号・件名・開札予定日を記入)			
契約番号	件 名	開札予定日	

(注)

- 同種工事等の施工実績について、過去に施工した工事/委託を本様式1枚に対し、1件記載すること。また、記載する配置予定技術者は機械企業及び運転維持管理企業の各1名に限る(特例監理技術者を配置する場合は、配置する特例監理技術者のみを記載すること)。
- 配置予定技術者は建設業法に基づき当該工事に必要な資格を有する者や当該委託に必要な資格を有する者とし、免許・資格等が確認できる書類を添付すること。
- 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(表、裏)を添付すること。
- 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。(配置予定技術者は入札参加資格確認申請の日以前3箇月以上の恒常的な雇用関係が必要となるので注意すること。)
- 記載した工事内容、工事の完成、引渡しの完了及び工事経験を証明する書類(工法(規模)、配置予定技術者の従事期間等の確認ができるもの)を添付すること。(例:公共工事については、コリンズ竣工時カルテ受領書等、民間工事については、契約書、設計書、検査済証、施工体制台帳等の写し等)
- 工事/委託途中で技術者を交代した場合、または途中から工事/委託に従事した場合は実績として認められない。ただし、工場製作を含む工事を上記条件に付している場合は、技術者を途中交代した場合でも実績として認められる場合がある。
- 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。(なお、工事に関して共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限るとし、委託に関して共同企業体としての実績は代表構成員のものに限る)
- 落札候補者決定の時点で他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、他に定めのない限り、専任が必要な工事の配置予定技術者になることができないので注意すること。ただし、議決を要する契約については、議決予定月に他の工事に配置されていないこと(余裕期間が設けられている場合を除く)。
- 技術者の専任配置を必要とする案件で、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、特例監理技術者を除き同一技術者を配置予定技術者とするとはできない。なお、特例監理技術者の配置を予定している場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とできる案件は2件までとする。ただし、既に別工事に配置している技術者を特例監理技術者として配置する予定の場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とするとはできない。
- 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したとき、又は、特例監理技術者として兼任する2件目の案件を落札をしたとき、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退すること。辞退しないときは、その入札を無効とする。
- 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる若手配置予定技術者は、入札参加申込締切日において40歳未満とする。
- 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる女性配置予定技術者を申請する際は、女性であることを証明する書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。

配置予定技術者の資格及び施工実績

川崎市上下水道局 長沢浄水場 排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

工 事 件 名:
商号又は名称:
(共同企業体名)

配置予定技術者の氏 名		ふりがな	
配置予定技術者の役職 (該当する方を○で囲む)		監理技術者 ・ 特例監理技術者 ・ 主任技術者 業務責任者	
法令による資格・免許 (登録番号・取得年月日)			
入社年月日		年 月 日	年齢 (歳)
同種工事等の条件		(平成20年4月1日以降に完成し引渡しが完了した次の要件を満たす、同種工事等の施工実績(元請に限る。)を有すること。) ●運転維持管理 400,000m ³ /日以上浄水場における加圧脱水機設備を含む排水処理施設に係る2年以上の運転維持管理業務実績(業務責任者のみ)	
同種工事等経験の概要	工事(委託)名称 (発注機関名)	()	
	施工(履行)場所		
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、業務責任者	
	工事(委託)概要 (工法・規模等の確認ができる内容を記載すること。)		
	コリンズ/テクリス 登録の有無	有(コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無	
申請従事者の状況等	工事(委託)名称 (発注機関名)	()	
	契約金額(税込み)	円	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、業務責任者、その他()	
	コリンズ/テクリス 登録の有無	有(コリンズ/テクリス登録番号) ・ 無	
	上記の技術者を配置予定技術者として申し込み中の工事(委託) (契約番号・件名・開札予定日を記入)		
契約番号	件 名	開札予定日	

(注)

- 同種工事等の施工実績について、過去に施工した工事/委託を本様式1枚に対し、1件記載すること。また、記載する配置予定技術者は機械企業及び運転維持管理企業の各1名に限る(特例監理技術者を配置する場合は、配置する特例監理技術者のみを記載すること)。
- 配置予定技術者は建設業法に基づき当該工事に必要な資格を有する者や当該委託に必要な資格を有する者とし、免許・資格等が確認できる書類を添付すること。
- 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し(表、裏)を添付すること。
- 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。(配置予定技術者は入札参加資格確認申請の日以前3箇月以上の恒常的な雇用関係が必要となるので注意すること。)
- 記載した工事内容、工事の完成、引渡しの完了及び工事経験を証明する書類(工法(規模)、配置予定技術者の従事期間等の確認ができるもの)を添付すること。(例:公共工事については、コリンズ竣工時カルテ受領書等、民間工事については、契約書、設計書、検査済証、施工体制台帳等の写し等)
- 工事/委託途中で技術者を交代した場合、または途中から工事/委託に従事した場合は実績として認められない。ただし、工場製作を含む工事を上記条件に付している場合は、技術者を途中交代した場合でも実績として認められる場合がある。
- 共同企業体で施工した場合は、共同企業体に係る協定書の写しを添付すること。(なお、工事に関して共同企業体としての実績は出資比率が20%以上のものに限り、委託に関して共同企業体としての実績は代表構成員のものに限る)
- 落札候補者決定の時点で他の工事に配置されている技術者及び営業所専任の技術者は、他に定めのない限り、専任が必要な工事の配置予定技術者になることができないので注意すること。ただし、議決を要する契約については、議決予定月に他の工事に配置されていないこと(余裕期間が設けられている場合を除く)。
- 技術者の専任配置を必要とする案件で、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、特例監理技術者を除き同一技術者を配置予定技術者とするとはできない。なお、特例監理技術者の配置を予定している場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とできる案件は2件までとする。ただし、既に別工事に配置している技術者を特例監理技術者として配置する予定の場合、開札予定日が同一の総合評価一般競争入札については、同一技術者を配置予定技術者とするとはできない。
- 技術者の専任配置を必要とする案件を落札したとき、又は、特例監理技術者として兼任する2件目の案件を落札をしたとき、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退すること。辞退しないときは、その入札を無効とする。
- 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる若手配置予定技術者は、入札参加申込締切日において40歳未満とする。
- 落札者決定基準における「担い手育成」の適用となる女性配置予定技術者を申請する際は、女性であることを証明する書類(健康保険被保険者証等)を添付すること。

(宛先)
川崎市上下水道事業管理者

住 所 _____
商号又は名称 _____
(共同企業体名)
代表者職氏名 _____

主観評価項目に関する誓約書

下記の主観評価項目について、**入札参加申込締切日時現在、登録条件を満たしていること(※1)**を誓約します。

また、同項目について、**入札参加申込締切日時時点で登録されていること(※2)**を確認しました。

- 障害者の雇用状況
- 災害時における本市との協力体制 (災害協定)
- 災害時における本市との協力体制 (防災協力事業所)
- ISO 9001 又は 14001 の認証取得
- 男女共同参画 (行動計画策定)
- 優良事業者表彰

該当する項目の口にチェックしてください。

※1 登録条件については、主観評価項目制度実施要綱でご確認ください。

※2 登録状況については、「入札情報かわさき」の「業者登録システム」により確認することができます。「登録情報を照会する」からログインし、登録業者メインメニューの「登録内容確認 (今年度)」へ入り、「本社情報」内の「主観項目」の欄をご確認ください。

(注1) 川崎市内に本社又は事業所がない事業者については、主観評価項目の登録対象ではありませんが、本様式に代えて、登録に必要な書類 (主観評価項目実施要綱・要領参照) を案件ごとに提出すれば、総合評価一般競争入札上、評価対象となります。

(注2) チェックのない項目については、加点対象外とします (ただし、優良事業者表彰を除く。)。また、チェックが入っていても入札参加申込締切日時時点で登録がない項目は加点対象外とします。

第5 落札者の決定

1 落札者決定基準について

(1) 入札参加者の評価方法

本入札においては、入札参加者が提出する技術提案及び入札価格と併せて、設計・施工・運転維持管理に係る計画策定能力、実現力、社会性・信頼性、地域貢献度に関する資料に基づき算出した点数（加算点）を総合評価審査委員会で決定する技術評価比重を乗じた値（技術評価点）と、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除し、総合評価審査委員会で決定する価格評価比重を乗じた値（価格評価点）の合計の数値（評価値）をもって行うものとする。

ア 評価比重

技術評価及び価格評価の比重は、次のとおりとする。

技術評価比重：価格評価比重＝7：3

イ 技術評価点の算出

技術提案の評価は、評価項目に対する配点表 1/2（3号様式（別紙））で示す小項目ごとに、下表のとおり 5 段階の評価を行い採点する。加算点の算出は、本市で設置する技術評価審議部会員ごとに採点し、各部会員が採点した点数を平均した値に、技術提案以外（評価項目に対する配点表 2/2）の評価点を加え算出する。技術評価点はこの加算点に技術評価比重を乗じて算出し、小数点第 5 位以下を切り捨てた数値とする。

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れた提案である。	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	一定程度優れた点がある。	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準書と同程度の内容であり、優れている点は認められない。	配点×0.0

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{技術加算点（最大 100 点）} \times \text{技術評価比重（0.7）} \\ &= 70 \text{ 点（最大値）} \end{aligned}$$

ウ 価格評価点の算出

技術評価点を算出した後、開札を行う。入札者の応札価格が予定価格を超過する場合は失格とする。

価格評価点は次の式により算出し、小数点第 5 位以下を切り捨てた数値とする。

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= \text{入札参加者のうち最も低い入札価格（※）} / \text{当該入札参加者の入札価格（※）} \\ &\quad \times 100 \text{（配点）} \times \text{価格評価比重（0.3）} \\ &= 30 \text{ 点（最大値）} \end{aligned}$$

※入札参加者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札参加者の入札価格を調査基準価格として算定式に当てはめ、当該入札者の価格評価点を算出する。

エ 評価値

技術評価点（最大 70 点）+価格評価点（最大 30 点）=評価値（100 点満点）

(2) 落札者の決定

管理者は、評価値の最も高い入札参加者を落札予定者とし、落札予定者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定する。

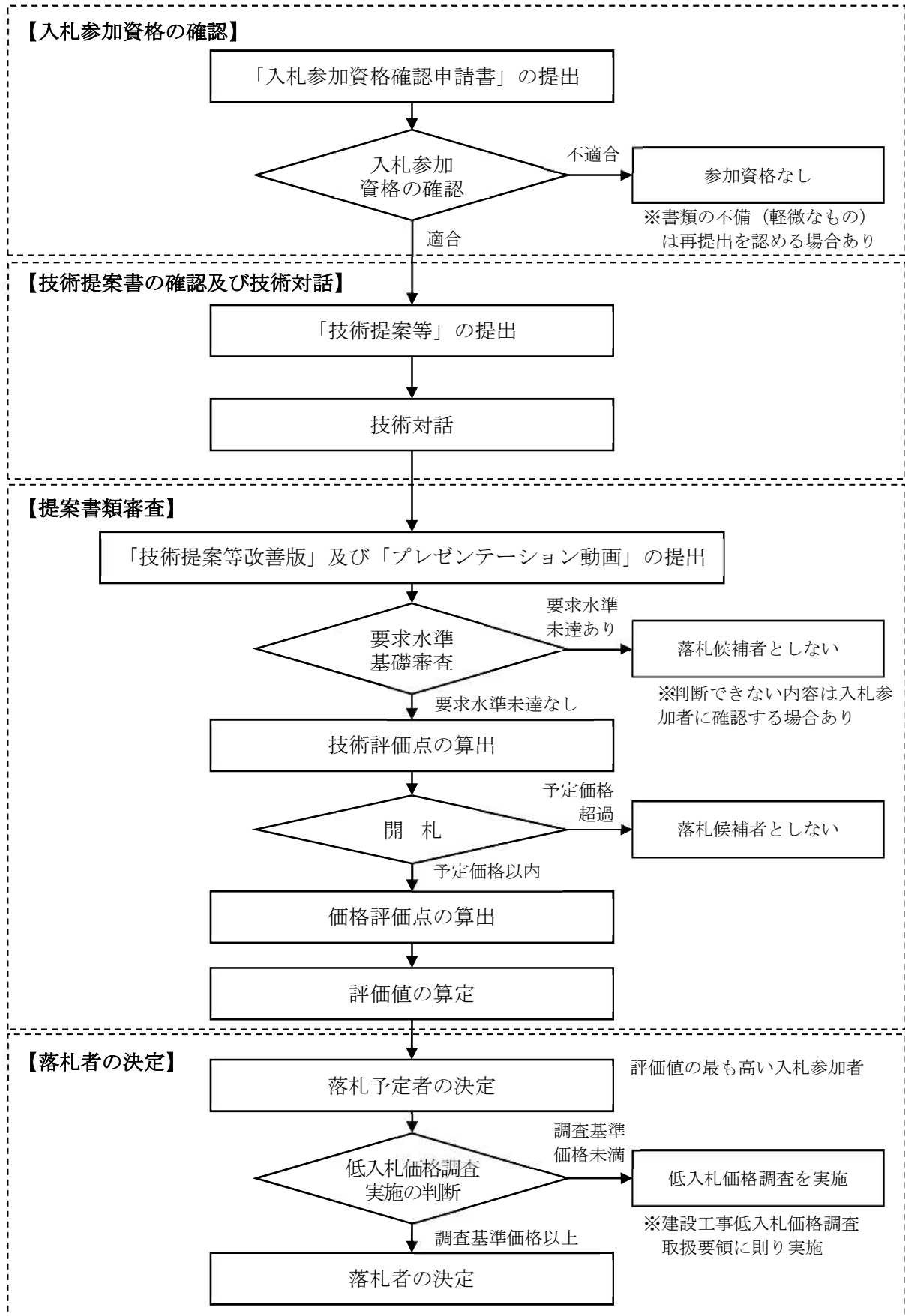
複数の入札参加者の評価値が同点であった場合は、技術評価点が最も高い入札者を落札候補者に選定する。これらも同点の場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

(3) 落札者の制限

管理者は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち指名停止等要綱別表 1 から別表 3 までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者を当該入札の落札者とすることができる。

2 落札者決定の手順

落札者決定までの手順は、次に示すとおりである。



3 要求水準基礎審査

(1) 審査内容

本市は、技術提案等の内容が要求水準を満たしているかについての基礎審査を行う。基礎審査の結果、要求水準を満たしていないと判断された場合は、総合評価審査委員会へ報告し、承認を得たうえで失格とする。

(2) 審査様式

本市が求める技術提案等の記載内容は、要求水準の内容を網羅するものではないため、審査は技術提案等で記載を求める内容についての審査に限定する。

なお、技術提案等に記載を求められていない要求水準についても、本事業の履行において当然満足することが求められる。

(3) 審査結果の通知

本市は、基礎審査結果について、入札者の代表企業へ通知する。

4 総合評価落札方式による評価

(1) プレゼンテーション動画に関する事項

入札者は、提出資料の内容説明のためのプレゼンテーション動画を作成し、提出資料と合わせて提出する。

なお、プレゼンテーション動画は提出資料に対する理解度向上を目的とするものである。プレゼンテーション動画は、入札者が作成した提出資料に基づく説明資料等を使用して実施する。そのため、技術提案等の追加等は認めない。

プレゼンの作成方法は次のとおりとする。

ア プレゼンテーション動画の作成方法

(ア) プレゼンテーション動画の拡張子は mp4 形式とする。なお、本市は、Windows Media Player で再生する。

(イ) プレゼンテーション動画の時間は 25 分以内とする。

(ウ) プレゼンテーション動画の作成に必要なものは入札者にて準備する。

(エ) プレゼンテーション動画は、発表者等の姿を映さないものとし、次の方法のいずれかとする。

a スクリーン等に説明資料を投影し、発表している状況を撮影する方法

b パソコン端末の画面上で説明資料を発表している状況を記録する方法（画面の映像キャプチャと音声録音）

(オ) プレゼンテーション動画及び説明資料は、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、入札者を特定できる表現は使用禁止とする。

(カ) 説明資料は、一つの電子ファイルに結合する。

(キ) 説明資料のファイル形式は、PDF ファイル形式又はパワーポイントファイル形式とし、どちらかの形式に統一する。

(ク) プレゼンテーション動画及び説明資料を同一の DVD に格納する。

(ケ) プレゼンテーション動画の DVD は提案書類の提出時に 2 枚、入札書及び技術提案書提出時に 9 枚提出する。

イ プレゼンテーション動画の視聴

プレゼンテーション動画は、本市採点者が視聴する。

第6 落札後の手続

1 建設 J V の結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の設計及び工事を行うために建設 J V を結成するものとする。なお、建設 J V に係る協定書の様式は任意とするが、川崎市共同企業体取扱要綱に示す第 2 号様式及び第 3 号様式等を参考に、建設 J V の実情に合わせて適宜変更したものでもよい。

2 運転維持管理 J V の結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の運転維持管理を行うために運転維持管理 J V を結成するものとする。なお、運転維持管理 J V に係る協定書の様式は任意とするが、川崎市共同企業体取扱要綱に示す第 2 号様式及び第 3 号様式等を参考とする場合は、同要綱が建設工事共同企業体を想定したものであるため、維持管理 J V の実情や組成に合わせて内容を変更すること。

3 総価契約単価合意方式の適用

(1) 建設工事費用の合意

落札者は、建設工事請負契約の締結後、詳細設計完了時に建設工事に関する単価について本市と協議の上、合意するものとする。物価変動に伴う工事費の変更は、合意した単価に対して行うものとする。

(2) 運転維持管理費用の合意

落札者は、運転維持管理業務委託契約の締結時に運転維持管理に関する単価について本市と協議の上、合意するものとする。また、第 2 期運転維持管理に関する単価については、第 2 期運転維持管理業務が開始されるまでに本市と協議の上、合意するものとする。物価変動に伴う運転維持管理費用の変更は、合意した単価に対して行うものとする。

第7 提出書類の取扱い

1 技術提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料は公表しない。

落札者の技術提案については、落札者決定に係る公表以降の設計、施工及び運転維持管理において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、本市が無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

2 特許権等

技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

第8 特定工事／委託

本案件の落札者と締結する基本契約に基づき締結を行う建設工事請負契約および運転維持管理業務委託契約は、それぞれ川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約および川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当する。

特定契約は、下請けも含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払うことが契約条項に加わる。下請けも含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もあることから、入札に臨まれる際には十分に注意すること。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を確認すること。

第9 その他

1 入札の延期又は取りやめ

事情により入札を延期、又は取りやめる場合がある。

2 当該契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

3 関連情報を入手するための照会窓口

川崎市上下水道局ウェブサイト

4 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、「入札情報かわさき」の共通ダウンロードコーナー（上下水道局）にて閲覧することができる。本事業に関連する入札関係の要綱は別途公表する。

5 本事業について

本事業については、川崎市上下水道局入札契約に関する共通事項（工事・委託・上下水道局・総合評価一般競争入札）の規定に関わらず、入札公告及び入札説明書の内容によるものとする。

6 指定様式について

入札説明書にて指定する様式については、川崎市ウェブサイトからダウンロードすることができる。

7 下請契約について

指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は承認しないものとする。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

8 建設業退職金共済制度について

契約締結後、当該工事の施行に当たっては、原則、下請人も含めて建設業退職金共済制度の履行が必要となる。

第10 Summary

1 Subject matter of the contract:

A lump-sum ordering project for the design and building of sludge treatment facilities improvement work at the NAGASAWA Purification Plant of the Kawasaki City Water and Sewerage Bureau, as well as the operation, maintenance and management of treatment facilities.

2 Time-limit for tender(direct delivery):

5:00 p.m 26 February 2024

3 Deadline for tender (by registered mail):

26 February 2024

4 Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Water and Sewerage Bureau
Water Department Water Management Division
2nd floor, 2nd government building, 1-9-3 Isago,
Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa 210-0006 Japan
TEL:044-200-3146